

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第27回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成24年3月5日（月） 15:00～15:40

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，總山哲，山口幸雄（委員長）

（庶務）江頭総務課長，福田総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

- (1) 平成24年10月に弁護士から裁判官への任官を希望する指名候補者に関する情報収集について
- (2) 平成24年10月から平成25年1月までに判事補から判事への任命を希望する指名候補者に関する情報収集について

5 審議資料

- 93 2月23日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知）※添付省略
- 94 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（検察庁あて）
- 95 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（裁判所あて）
- 96 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護士あて）
- 97 弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補者本人あて）
- 98 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（実情をよく知る弁護士あて）
- 99 判事任命候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）
- 100 判事任命候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から、指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を6月15日（金）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

- (1) 平成24年10月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者に関する情報収集について

庶務から、弁護士任官候補者及びその情報収集の方法について説明され、審議の結果、審議資料94から98のとおり、弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

- (2) 平成24年10月から平成25年1月までに判事補から判事への任命を希望する指名候補者に関する情報収集について

庶務から、判事補から判事への任命候補者及びその情報収集の方法について説明された後、審議され、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料100（弁護士が意見書を提出する際の留意事項等に関する弁護士会への周知依頼文書）本文14行目以下の「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載については、管内の弁護士会においては、このような取組は行われていないことから削除されたい。

審議の結果、審議資料99及び100のとおり、判事任命候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、採決が行われ、委員1人の反対があったが、多数決により案文のとおり発出することとなった。

7 その他

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について（報告）

庶務から、次のとおり報告された。

昨年12月2日及び12月20日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

- (1) 判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者については、判事任命願

又は再任願を提出した101人について審議が行われ、99人については指名適当、2人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた2人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえ、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

(2) 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した7人について審議が行われ、5人については指名適当、2人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた2人の理由は、「その能力、資質の面において、判事又は判事補にふさわしいものとはいえ、判事又は判事補に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

(3) 平成24年1月の新任判事補候補者

新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した103人のうち、その後、任官希望を取り下げた1人を除く、102人について審議が行われ、98人については指名適当と、4人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた4人のうち、3人の理由は、「その能力、資質の面において、判事補にふさわしいものとはいえ、判事補に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」と、1人の理由は、「本人の現在の健康状態に照らせば、現時点では、判事補に任命されるべき者として指名することは適当でない。」とするものである。

(4) 平成24年1月の出向からの復帰候補者

裁判所から出向している指名候補者2人について審議が行われ、いずれも指名することが適当であると答申された。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第28回）の期日が、次のとおり指定された。

6月7日（木）10：30